

新型コロナウイルス以降の所得・消費の動向

2020年12月23日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

投資調査第2部 研究員 荻島 駿

(E-mail: ogishima@smtri.jp TEL: 080-7207-4683)

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響は、2020年4月以降、所得・消費環境に大きな影響を及ぼしている。ここでは「どのような労働者・家計が影響を受けているのか」という点に注目した上で、足下までの所得・消費動向を公的統計から概観していく。
- ▶ 要点をまとめると、①賃金の減少はサービス業等の元々賃金水準の低い業種で顕著にみられ、業種間の格差が拡大している。②一方で消費については、高所得の家計ほど落込みが大きい。③こうした状況から、マクロ全体では貯蓄が大きく増加しており、今後の本格的な消費回復は、消費マインドの回復と積上がった「新型コロナ貯蓄」の解消にかかっている。

■ 賃金は元々賃金水準の低い業種ほど減少傾向が強い

新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化した2020年4月以降、業績悪化等に伴って失業が増加したが、就業し続けた労働者についても、賃金には影響が出ている。

パート労働者を含まない一般労働者の4-9月における賃金増加率をみると(図表1)、宿泊・飲食サービス業や運輸・郵便業等、対人接触の多いサービス業中心に大幅な悪化がみられる。一方で金融・保険業や不動産・物品賃貸業といったオフィスワーカー中心の業種は、在宅勤務との親和性も高いと考えられ、賃金にもほとんど影響がみられない。

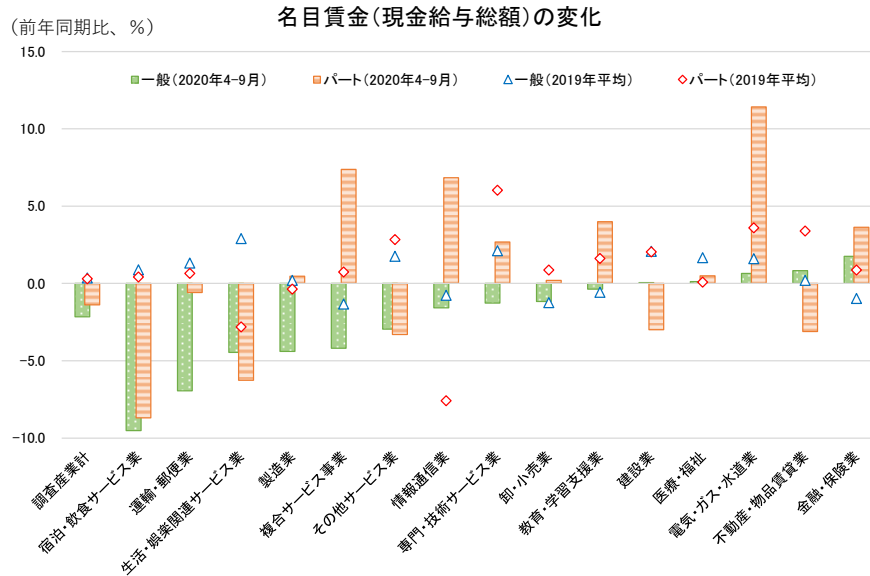
パート労働者についても、サービス業では一般労働者と同様に賃金が大幅に減少していることがわかる。一方、電気ガス・水道業や複合サービス業といった業種では、同一労働同一賃金の取り組みに伴って大幅な増加もみられており、全産業の平均ではパート労働者の落込みは一般労働者に比べ小さくなっている。

コロナ禍前後において、賃金水準の高さと新型コロナウイルス感染症による賃金減少との関係性をみると、一般・パート労働者ともに、元々賃金水準の低い業種において、賃金減少はより大きくなっていることがわかる(図表2)。一方、在宅勤務や同一賃金制度等の恩恵を受けているのは、元々所得水準の高い労働者に限られている。また、賃金減少の大きい業種は、そもそも失業等を通じて就業者の減少している業種とも重なっている。こうした「低所得者ほど影響が大きい」という足下までの状況は、コロナ直後に実施された各種先行研究¹での予測とも概ね整合的なものとなっている。

幸いにして足下の経済には持ち直しの兆しがみられているものの、企業の慎重姿勢が長期化し労働市場の回復が遅れる可能性も十分に考えられる。また、コロナ禍で職に就けなかった人はその期間の職業訓練等が過少となり、将来の就業に影響を与える可能性もある。感染症を契機とした格差拡大には十分に留意する必要がある。

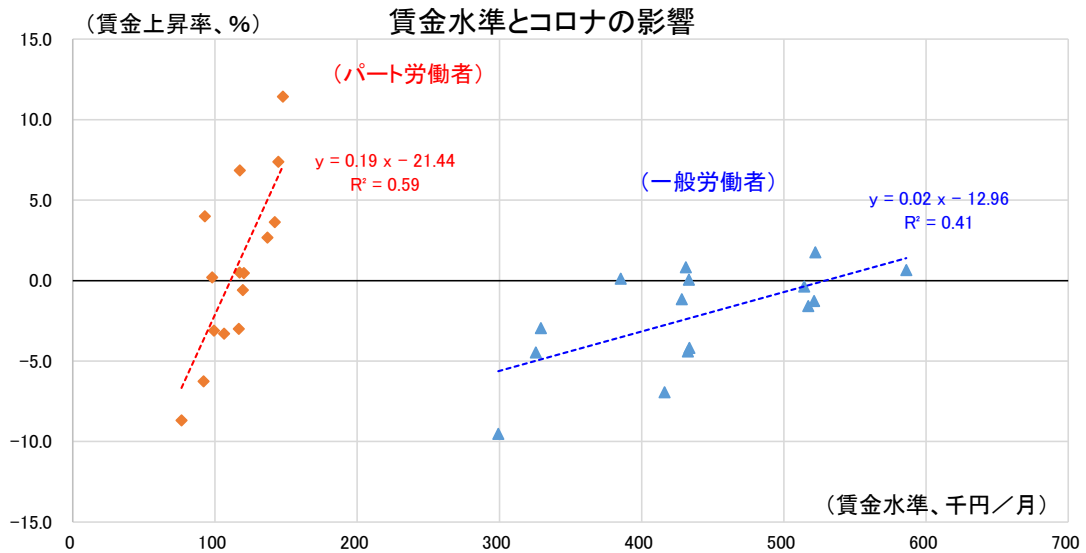
¹ Kikuchi, Kitao and Mikoshiba(2020)は、コロナ以前の日本の労働市場のデータから、感染症の影響が大きいと考えられる職種を示している。小寺(2020)は、4月時点の家計データをもとに、所得水準が低い家計ほど所得減少の可能性が高いことを示している。また、荻島・権(2020)では、職種毎の在宅勤務との親和性の高さから感染症の影響を示唆している。

図表 1. 名目賃金の前年からの変化



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

図表 2. 業種別の賃金水準とコロナ後の賃金変動率



(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注 1) 賃金水準はコロナ前(2019年1-12月)の平均。賃金上昇率は、2020年4-9月の前年同期比。

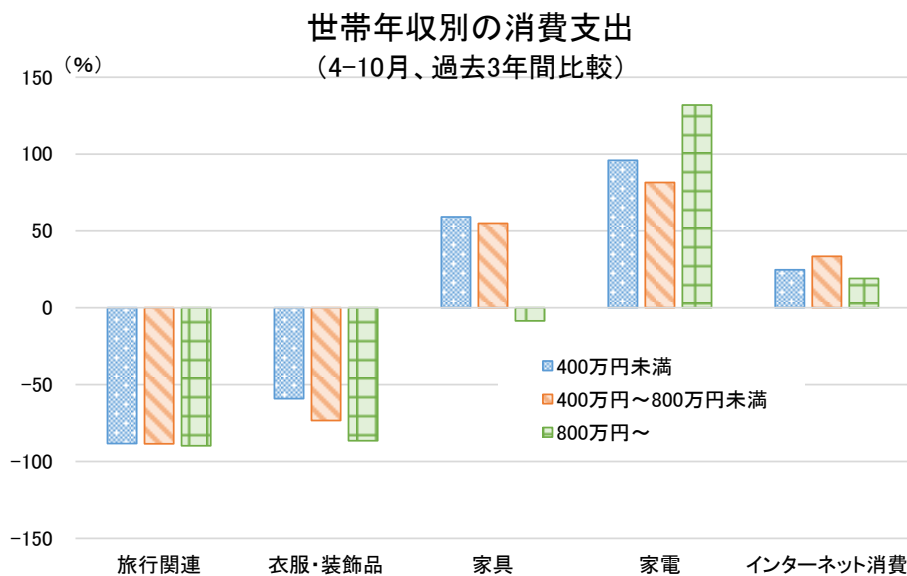
(注 2) グラフ内の各点は業種を表す

■ 消費支出は所得水準の高い世帯ほど抑制傾向が強い

現在および先行きの所得環境悪化は、家計消費にも直結する。そこで、家計消費の動向に目を向けてみると、賃金への影響は低所得者層で大きいのは対照的に、家計消費の減少はむしろ高所得者層で大きい。この層は不要不急でない消費の割合が高いことに加え、定額給付金のインパクトも所得から見て相対的に小さいためと考えられる。

この点を、高額品等に絞って調査を行っている総務省「家計消費状況調査」における、所得階層別の支出額のデータからみてみよう。所得を問わず壊滅的な旅行関連支出を除くと、衣服・装飾品や家具、インターネット消費の項目において、高所得世帯の変動率が最も低いことがわかる(図表3)。唯一例外的に高所得世帯の消費額が大きいのが、家電の項目である。高所得世帯は在宅勤務との親和性も高いため、リモートワークに伴うPC需要や、ゲーム機・テレビ等の在宅に適した家電が大きく消費を伸ばしていることが背景にある。

図表3. 世帯年収別の消費支出（対過去3年平均比、%）



(出所) 総務省「家計消費状況調査」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) 品目分類は筆者による。勤労者世帯のみを集計。2020年4-10月の支出額を、2017-19年の同時期の支出額と比較したもの。

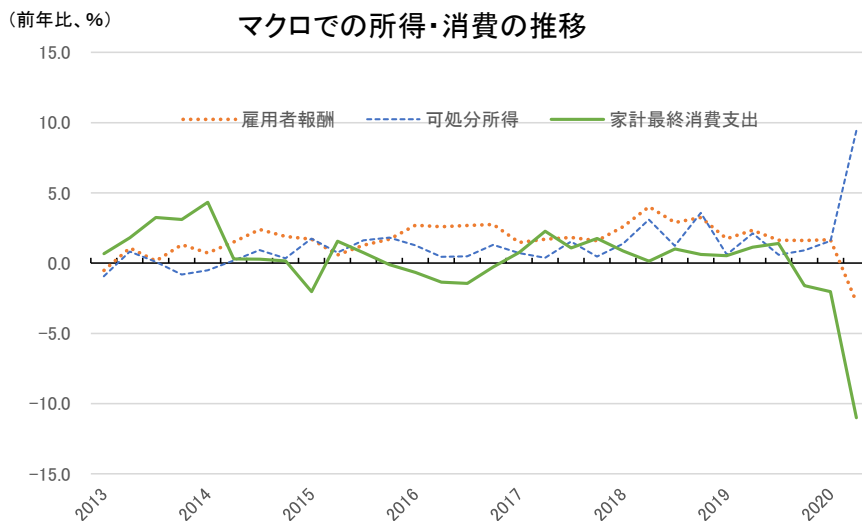
■ 給付金によりマクロ全体では貯蓄が大きく上昇

最後に、所得・消費のマクロ（一国全体）での動向を、SNA 統計から確認しておこう（図表 4）。新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化した 4-6 月期には、前述した賃金減少に加え就業者の大幅減も加わり、勤労者の所得の総額である雇用者報酬が減少している。一方で、雇用者報酬に給付金等も加えた可処分所得でみた場合、定額給付金等の影響もあって可処分所得はマクロ全体で大きく上昇していることがわかる。

それにも拘わらず、消費支出は、雇用者報酬をも大きく上回る落込みとなっている。所得以上の消費の減少は、経済活動自粛等による影響によるものとみなせるが、その中には前述の通り高所得世帯の落込みが大きいことも寄与している。

可処分所得と消費支出の差額は、いわば「新型コロナ貯蓄」として蓄積されることになる。今後経済活動が持ち直して賃金水準も回復していった場合、衣料品や自動車等の自粛の影響が出た財については一定の反動増が期待できる。一方で、旅行を中心としたサービス消費は、感染症再流行への警戒感から低迷が長引く可能性もある。消費者マインドが回復し新型コロナ貯蓄がスムーズに消費に繋がるかどうか、今後の消費動向をみる上で重要なポイントになると考えられる。

図表 4. マクロでの所得・消費の推移



(出所)内閣府「国民経済計算」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注)最新値は 2020 年 4-6 月期。

<参考文献>

Kikuchi, S., S. Kitao and M. Mikoshiba. (2018). “Heterogeneous Vulnerability to the COVID-19 Crisis and Implications for Inequality in Japan,” RIETI Discussion Paper Series 20-E-039.

荻島駿・権赫旭 (2020) 「新型コロナウイルス以降の職種ごとの在宅勤務の持続可能性について」、独立行政法人経済産業研究所、特別コラム、https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0591.html

小寺信也 (2020) 「コロナ禍で誰の所得が減少するか 約 3 割の家計は給付金受給後も所得が減少」、みずほ総合研究所、みずほインサイト

【お問い合わせ】投資調査第2部

<https://www.smtri.jp/contact/form-investment/index.php>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。また、法務、税務、財務等に関する事項につきましては、それぞれ弁護士、税理士、会計士等にご相談・ご確認されますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。